

住居手当に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月20日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第16号

住居手当に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

(住居手当に関する規則の一部改正)

第1条 住居手当に関する規則(昭和49年岩手県人事委員会規則第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(権衡職員の範囲) 第4条 給与条例第28条の5第1項第2号及び給与等条例第23条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則(平成2年岩手県人事委員会規則第1号)第5条第3項に該当する職員で、 <u>同条第3項第2号</u> に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国若しくは他の地方公共団体の職員であった者又は同条第1項各号に掲げる職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、 <u>当該適用</u>)の直前の住居であった住宅(前条に規定する公舎、職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。	(権衡職員の範囲) 第4条 給与条例第28条の5第1項第2号及び給与等条例第23条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則(平成2年岩手県人事委員会規則第1号)第5条第3項に該当する職員で、 <u>同項第3号</u> に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国若しくは他の地方公共団体の職員であった者又は同条第1項各号に掲げる職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては <u>当該適用</u> 、 <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第7号)第2条第1項の規定に基づく派遣から職務に復帰した職員又は職員の休職の事由に関する条例(昭和27年岩手県条例第23号)第2条第1項第1号から第3号までの規定に基づく休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職</u>)の直前の住居であった住宅(前条に規定する公舎、職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第2条 単身赴任手当に関する規則(平成2年岩手県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(権衡職員の範囲等) 第5条 [略] 2 [略] 3 給与条例第29条の2第3項の同条第1項及び給与等条例第24条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	(権衡職員の範囲等) 第5条 [略] 2 [略] 3 給与条例第29条の2第3項の同条第1項及び給与等条例第24条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 <u>(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇</u>

等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第2条第1項の規定に基づく派遣から職務に復帰したこと又は職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に基づく休職から復職したこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 前各号の規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国若しくは他の地方公共団体の職員であった者又は第5条第1項に定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(7) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国若しくは他の地方公共団体の職員であった者若しくは第5条第1項に定める者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(8) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。